

# 教員と体験活動に関する 基礎資料

平成24年3月22日(木)

第8回 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会

# 教員養成に係る中央教育審議会答申等における体験活動に関する記述①

## ○『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』（平成8年7月教育職員養成審議会・第1次答申）〈抄〉

### II 教員養成カリキュラムの改善

#### 2. 教職課程の教育内容の改善

##### (3) 具体的改善方策

「教員を志願する者の豊かな人間性を培う観点から、大学在学中の福祉体験、ボランティア体験、自然体験等を奨励するため、教職課程に選択科目を開設することなども含め、大学による適切な配慮が求められる。…」

「…教職課程における授業方法を改善するための一つの方策として、福祉体験、ボランティア体験、自然体験等に係る体験的実習を重視する必要がある。その理由は、これらは、教育実習や学校での観察・参加のように、子どもを対象にした教職に直接関わるものでは必ずしもないが、このような体験を通じ、教員の資質能力の形成に当たり本質的に重要と考えられる「人との豊かなふれあいの機会」を得ることが期待できるからである。とりわけ、選択履修方式の導入に伴って大学の教員養成カリキュラムの改善が促され、教員採用に際しても上記のような体験的実習に係る授業科目の履修が適切に評価されることとなれば、より適切に子どもたちの心を理解できる優れた人材を学校に迎え入れることが可能になると思われる。…」

### ※小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成9年6月18日法律第90号)

○ 義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校及び中学校の教員免許状の取得希望者に社会福祉施設等での介護や交流等の体験を義務付けるため、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の特例を定める法律。

※ 平成10年度の大学入学者より適用されている。

※ 教員免許状の取得要件としての介護等の体験期間は文部科学省令により7日間(7日間を超えて実施しても差し支えない)とされている。

# 教員養成に係る中央教育審議会答申等における体験活動に関する記述②

## ○『養成と採用・研修との連携の円滑化について』(平成11年12月教育職員養成審議会第3次答申)〈抄〉

### IV 研修の見直し 3. 具体的方策

#### (2) 初任者研修の見直し

「初任者研修の校内研修及び校外研修の方法及び内容については、次のような見直しを図ることが必要である。

- ・ 初任者が自己の問題意識に応じて、講師や研修内容を選択することが可能となるような研修を実施したり、参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れるなど、研修実施者において、研修カリキュラムをより魅力あるものとするよう工夫すること。
- ・ 異なる規模の学校での研修や他校種での研修等他の学校での経験を得る機会の確保を図ること。…」

#### (4) 社会体験研修の充実

「社会体験研修は、対人関係能力の向上、学校運営上の効果、意欲の向上、指導力の向上、視野の拡大等の成果をあげており、できる限り多くの教員に対して長期の社会体験研修の機会を拡充するとともに、すべての教員に短期の社会体験研修の機会を提供することが必要である。」

## ○『今後の教員養成・免許制度の在り方について』(平成18年7月中央教育審議会答申)〈抄〉

### I 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方

#### 2. 教員をめぐる現状

「社会状況や子どもの変化等を背景として、学校教育における課題も、例えば以下のように一層複雑・多様化してきている。…」

- ・ 子どもの学ぶ意欲や学力・気力・体力が低下傾向にあるとともに、様々な実体験の減少等に伴い、社会性やコミュニケーション能力等が不足していること

### II 教員養成、免許制度の改革の基本的な考え方 1. 教職課程の質的水準の向上

#### (1) 基本的な考え方—大学における組織的指導体制の整備—

「…現在、教員には、これまで以上に広く豊かな教養が求められていることを踏まえ、体験活動やボランティア活動、インターンシップ等の充実や、自然科学や人文科学、社会科学等の高度な教養教育の実施、子どもが生きる地域社会の実態を把握する力や、教材解釈力の育成等に留意することが必要である。」

# 教員養成に係る中央教育審議会答申等における体験活動に関する記述③

## ○『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について』【審議経過報告】

### (平成23年1月教員の資質能力向上特別部会) <抄>

#### 1. 教員養成の在り方

○近年、社会状況の変化や子どもの変化等を背景として、①学力の向上への対応、暴力行為、いじめ等の生徒指導上の課題への対応、特別の支援を必要とする児童生徒への対応、家庭や地域力の低下等、教員が対応すべき課題の急増、②今後10年間に教員全体の約3分の1の教員が退職し、経験の浅い教員が大量に誕生することが予想されること、③新任教員について、実践的指導力やコミュニケーション力等が十分に身に付いていないとの指摘があること、(略)、等を背景に、教員養成においてこれまで以上に高度な実践的指導力やコミュニケーション力の育成が求められている。

#### (1) 教員養成の現状と課題

○・・・他の審議会や、学術団体をはじめとする多くの団体等から、・・・「教員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要」など教員養成カリキュラムを充実すべきとの指摘がされている。(参考)参照)

#### (2) 教員養成の改革の方向性

○・・・教員養成の初期の段階において、例えば、学校現場でのインターンシップや、学校支援地域本部等でのボランティア活動等を充実する方向で検討すべきである。その際、大学での学習時間とのバランスを維持しつつ、活動の成果を積極的に単位として認定すること等についても併せて検討する。

(参考)環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(平成16年9月24日閣議決定)

2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

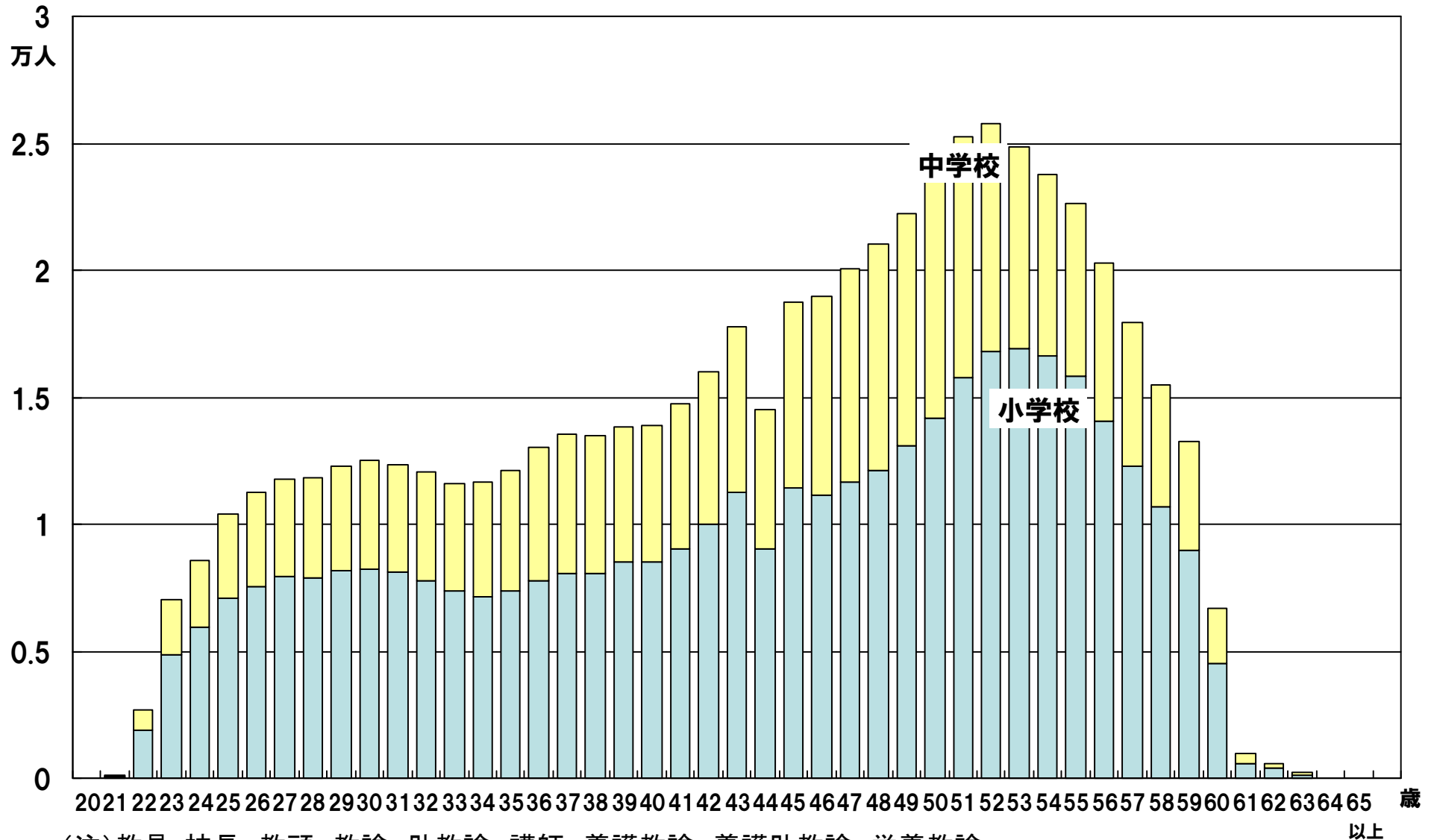
① 学校、地域、社会等広い場における環境教育

イ 学校の教職員の資質の向上

さらに、大学の教育学部等の教員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要です。

# 公立学校の教員(小・中学校)の年齢構成①

(平成22年10月1日現在)



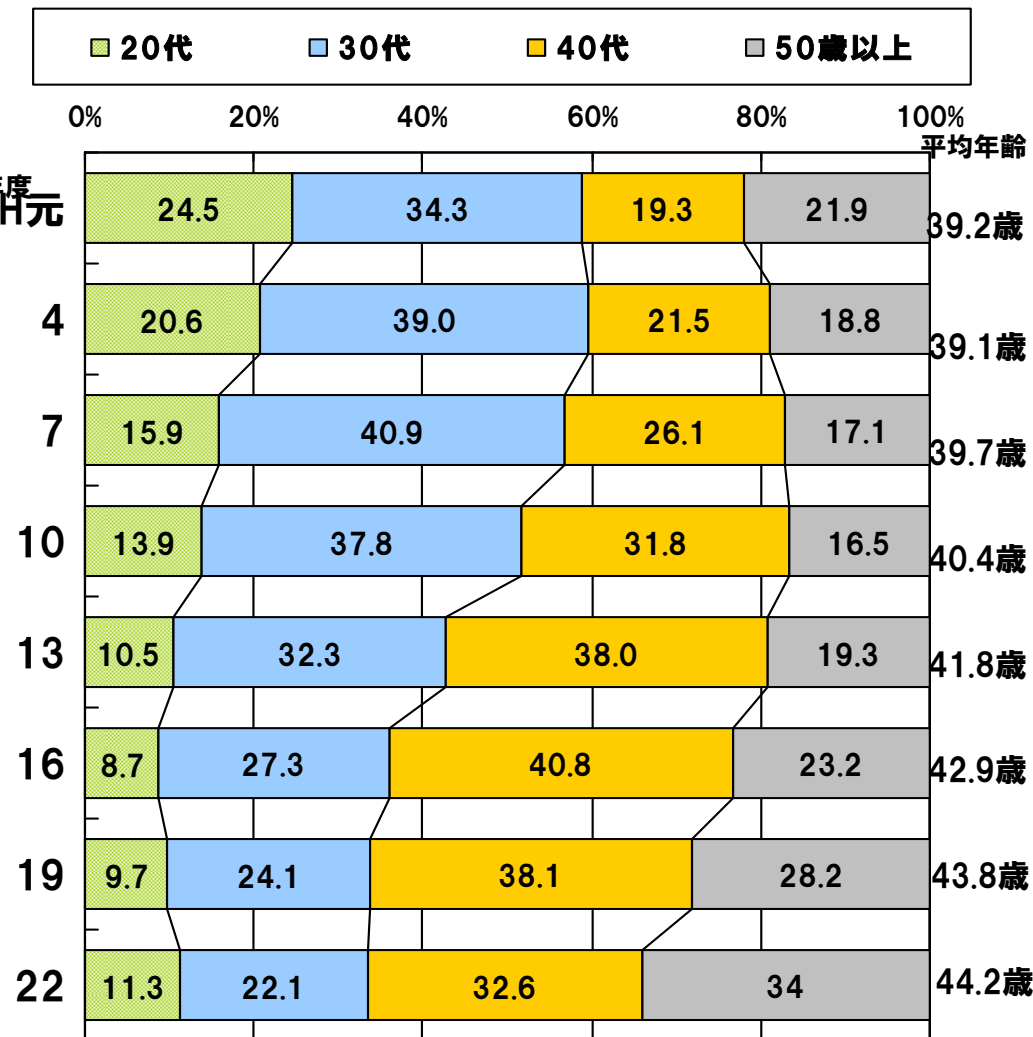
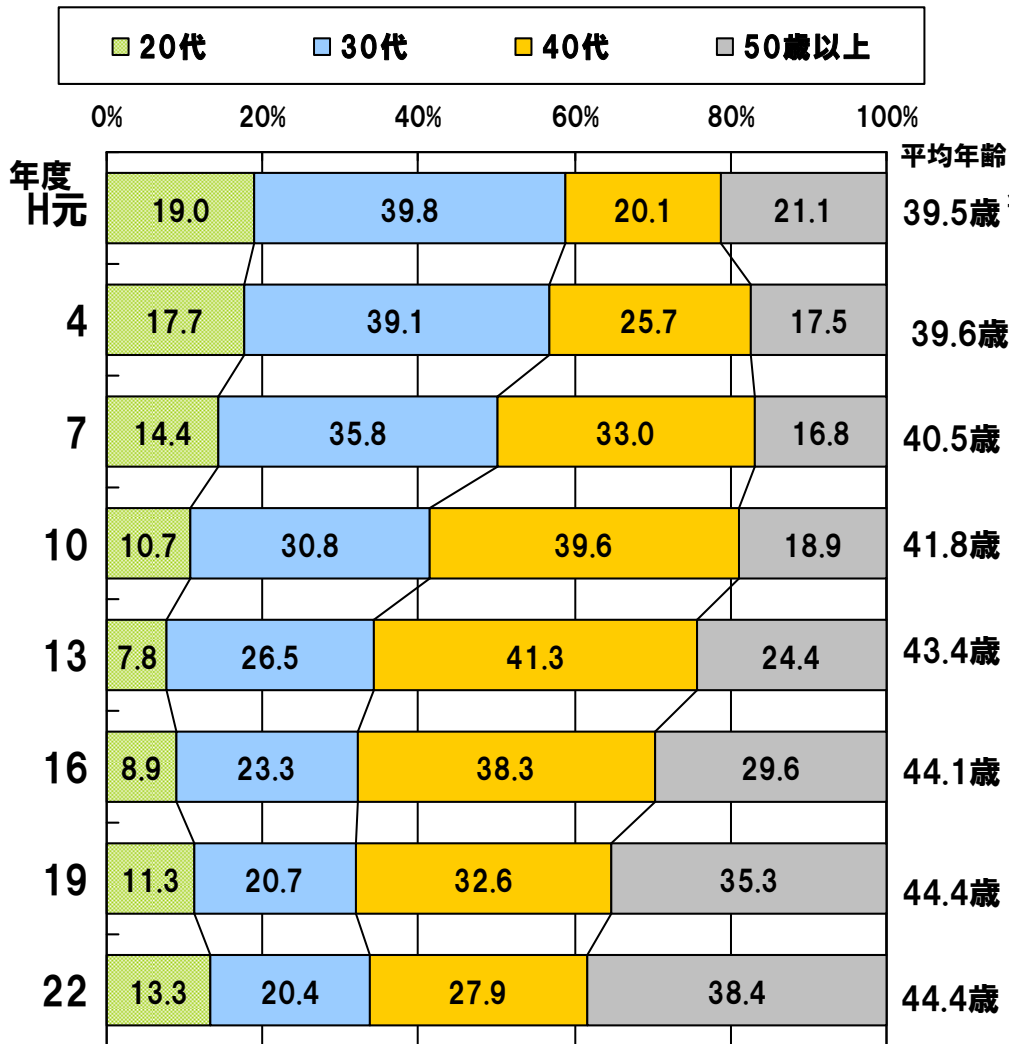
(注)教員:校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

出典:「平成22年度学校教員統計調査【中間報告】」(文部科学省)

# 公立学校の教員(小・中学校)の年齢構成②

## 小学校

## 中学校



(注)教員:校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

出典:「平成22年度学校教員統計調査【中間報告】」(文部科学省)

# 教員養成・免許制度について

## 1. 免許主義と開放制の原則

### 免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

## 2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 ( 中学校・高等学校については教科別 ) ※詳細は別紙

① 普通免許状  
(有効期間10年)

② 特別免許状  
(有効期間10年)

③ 臨時免許状  
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者  
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
  - ・特別免許状
  - ・臨時免許状
- 授与を受けた  
都道府県内

## 普通免許状

H21年度授与件数: 202, 562件

(内訳) 専修免許状: 14, 588件 一種免許状: 146, 539件 二種免許状: 41, 435件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科に関する科目  
教職に関する科目 〕

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

H21年度授与件数: 67件

(平成元～H21年度総授与件数: 413件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

H21年度授与件数: 9, 552件  
(前年度9, 598件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

## 3. 免許状主義の例外

### ① 特別非常勤講師

H21年度届出件数: 20, 298件  
(前年度21, 359件)

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域(例: 看護、芸術等)を担当する非常勤講師に充てることができる。

### ② 専科担任制度

平成21年度 専科担任件数 ※ ( ) 内は前年度  
中学校免許状による小学校専科担任数 3, 679件 (3, 908件)  
高等学校免許状による小学校専科担任数 678件 ( 647件)  
高等学校免許状による中学校専科担任数 75件 ( 98件)

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。



# 普通免許状の種類について

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

# 大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。  
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)

学士の学位等

+

教職課程の履修

⇒

教員免許状

学士 = 1種免許状が標準

短期大学士 : 2種免許状  
修士 : 専修免許状

① 教科に関する科目  
(小: 8、中・高: 20単位以上)

② 教職に関する科目  
(小: 41、中: 31、高: 23単位以上)

- ・ 教職の意義
- ・ 教育の基礎理論
- ・ 教育課程及び指導法
- ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導
- ・ 教育実習(小中: 4週間、高: 2週間程度)
- ・ 教職実践演習

③ 教科又は教職に関する科目  
(小: 10、中: 8、高: 16単位以上)  
※ 上記①②から選択

学校種毎に授与  
(中学校、高等学校  
の場合には教科種  
毎)

※単位数は1種免許状の場合

# 教員研修の実施体系

1年目                      5年目                      10年目                      15年目                      20年目                      25年目                      30年目

国  
レ  
ベ  
ル  
の  
研  
修

●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

中堅教員研修

校長マネジメント研修

副校長・教頭等研修

海外派遣研修(2ヶ月)

●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

・学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等  
・教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間)

●法定研修(原則として全教員が対象のもの)

初任者研修

10年経験者研修

●教職経験に応じた研修

5年経験者研修

20年経験者研修

●職能に応じた研修

生徒指導主事研修など

新任教務主任研修

教頭・校長研修

●長期派遣研修

大学院・民間企業等への長期派遣研修

●専門的な知識・技能に関する研修

教科指導、生徒指導等に関する専門的研修

●指導が不適切な教員に対する研修

指導改善研修

都  
道  
府  
県  
教  
委  
等  
が  
実  
施  
す  
る  
研  
修

# 教員免許更新制の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入：平成21年4月1日>

## 1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
  - (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
    - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
    - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
      - 教員を指導する立場にある者
      - 優秀教員表彰者
- ※知識技能が不十分な者は不可
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
    - 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
    - 旧免許状を有する教育職員及等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
    - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

## 2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者  
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
  - ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
  - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

## 3. 実施のための取組

- 平成24年度予算(案)において、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として、約9千5百万円を計上

# 免許状更新講習の内容

免許状更新講習の内容については、免許状更新講習規則、文部科学省告示において、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされている。

(大学等は、一の事項の講習は12時間以上、二の事項の講習は6時間以上で開設する。)

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子供観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題